

令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証
(検証方法について)

1 目的

つくば市不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する協定書及び同仕様書に定められた項目を果たすことができたか確認するため。

2 期間

令和4年(2022年)6月上旬～7月上旬

3 方法

つくば市、協働事業者及び利用者在籍校の三者が、協定書及び同仕様書に定められたそれぞれの役割の実施について、アンケート調査及び自由記述により自己評価を行う。

4 評価内容

協定書及び同仕様書に定められた別紙の各実施主体の役割に関し、評価を行う。

事業主体（乙：リヴォルヴ学校教育研究所）による自己評価項目

協定書又は同仕様書に記載された項目について、評価や課題、意見等を記載する。

1 協定書関連の項目

第1条 目的

- ・個に応じた様々な学習機会を提供する
- ・オンラインによる支援等、これまで甲だけでは行っていない新たな支援方法を構築する
- ・乙の専門的知見を活用し、相互に協力・補完する
- ・不登校児童生徒の社会的自立へ向けた進路の選択肢を広げる支援

第3条 場所

- ・この事業を実施する場所はつくば市産業振興センターとする

2 仕様書関連の項目

1 事業期間等

- ・実施日は平日週4日とする。
- ・実施時間は、午前9時30分から午後8時00分までとする。

2 対象者及び定員

- ・対象者は、つくば市に居住する小学生・中学生とし、通所生は概ね15名とする。

3 事業内容 (3)居場所の提供

- ・心理的な居場所づくり

6 事業の流れ (5)居場所の運営

- ・様々な状況の児童生徒が安心して過ごせる心の居場所として運営する。

5 運営体制 (1)職員体制

- ・乙は、本事業の実施に当たり、原則、監督責任者、学習支援員（小学校又は中学校の教員免許所持者）を配置する。また、必要に応じ、臨床心理士等の資格を有する相談員及び事務員を配置することができるものとする。

5 運営体制 (2) 地域の人材やボランティアの活用

- ・乙は、職員とは別に、地域の人材や大学生ボランティアなどを効果的に活用すること。

6 事業の流れ (1) 事業の周知

- ・甲乙は、開設後の通所促進及び地域の理解・協力につながるよう、広報・周知活動を行うものとする。
また、学校は、不登校児童生徒に対し、本事業の案内を行うものとする。

6 事業の流れ (2) 入所の申込

- ・ア 本事業の入所を希望する不登校児童生徒の保護者は、入所申込書(様式第1号)を乙に提出する。乙は、その写しを在籍校に提出する。
- ・イ 入所については、甲乙で協議の上、判断し、入所が決定し次第、すみやかに入所承諾通知書(様式第2号)を保護者及び在籍校に通知する。

6 事業の流れ (3) 面談

- ・ア 乙は、通所生の保護者と通所開始前、年度末の年2回程度面談を実施する。また、必要に応じ、その他の時期に追加で面談を実施できる
- ・イ 通所開始前の面談では、本事業の目的、支援方法、子どもの学習支援の目標設定等について十分な説明を行う。
- ・ウ 年度末の面談は、年間の通所状況や学習状況、目標の達成状況等について話し合う。

6 事業の流れ (4) 学習支援

- ・一人一人の児童生徒に寄り添い、その認知特性を生かした学習支援を行う。一定期間定期的に通所する児童生徒については、本人、保護者等との対話を重ねた上で学習計画を立案する。学習計画立案に際しては、必要に応じて専門家の助言を得る。なお、学習計画は通所生の状況に応じて、適宜見直すこと。

6 事業の流れ (6) 教育相談

- ・ア 乙は、通所生や他の児童生徒、またその保護者から求めがあった場合は、教育相談を行う。
- ・イ 通所生や他の児童生徒、またその保護者からいじめや虐待等の相談があった場合は、必ず甲に連絡し、関係機関等と連携すること。

6 事業の流れ (7) 在籍校との連携

- ・通所生の通所日数・状況等を毎月在籍校へ報告し、通所生の状況を共有すること。その他、学習計画を立案する際にも、在籍校との意見交換を行うなど、連携して支援にあたること。

6 事業の流れ (8) 研修の実施

- ・乙は、学習支援員等の研修の機会を確保し、より質の高い支援ができるようにすること。

6 事業の流れ (9) 通所の中止

- ・ア 通所生及びその保護者は、本事業の通所を中止する場合は、通所辞退届出書（様式第3号）を乙に提出する。
- ・イ 通所生若しくはその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は、その通所を終了させることができる。その場合、通所終了通知書（様式第4号）を通所生の保護者に送付し、その結果を甲に報告する。
 - (ア) 他の通所生の通所に支障を来すおそれがある場合
 - (イ) 事業の利用継続が困難と判断した場合

6 事業の流れ (10) 事業評価及び知見の提供

- ・ア 乙は、事業実施計画で立てた目的及び目標を常に意識して業務に当たり、年度末にその振り返りを行うこと。
- ・イ 乙は、甲と実証の効果測定・評価のあり方について、協議し、報告書を作成すること。
- ・ウ 乙は、本事業を通して得た支援方法や指導方法等について、年度末に甲に提供すること。

9 提出書類

- ・乙は、次の各号の期限までにそれぞれ以下の書類を甲に提出する。

その他

- ・意見を自由記述

事業主体（甲：つくば市）による自己評価項目

仕様書に記載された項目について、評価や課題、意見等を記載する。

4 役割分担 (1) 甲の役割

- ・ア 施設の提供
- ・イ 実証に要する経費の支援

6 事業の流れ (1) 事業の周知

- ・甲乙は、開設後の通所促進及び地域の理解・協力につながるよう、広報・周知活動を行うものとする。
また、学校は、不登校児童生徒に対し、本事業の案内を行うものとする。

10 連絡会議

- ・甲は、乙と教育相談センターとの事例共有や連携強化を促進するため、連絡会議を開催する。

その他

- ・意見を自由記述

利用者在籍校への聴取

仕様書に記載された項目について、評価や課題、意見等を記載する。

4 役割分担 (2)乙の役割

- ・ ケ 学び推進課、教育相談センター及び在籍校との連携

6 事業の流れ (1) 事業の周知

- ・ 甲乙は、開設後の通所促進及び地域の理解・協力につながるよう、広報・周知活動を行うものとする。
また、学校は、不登校児童生徒に対し、本事業の案内を行うものとする。

その他

- ・ 意見を自由記述